

令和4年度第2回京都府日本型直接支払制度支援委員会の概要

- 1 開催日時：令和5年2月3日（金） 13：30～15：30
- 2 開催場所：ホテルルビノ京都堀川 3階 アムールの間
- 3 出席者：
 - 【委員】 星野会長、柏尾委員、中尾委員、中村委員、藤原委員
 - 【京都府農地・水・環境保全向上対策協議会】 西尾
 - 【京都府】 農村振興課 青山課長、長塩参事、大島補佐、阪口主事、吉野主事
 - 農産課 椋平課長、中村補佐、河村主任
 - 山城広域振興局 高見澤技師
 - 南丹広域振興局 村上主幹、和久田技師
 - 中丹広域振興局 大矢副主査
 - 丹後広域振興局 河北主幹、岸田主事、八十川技師
- 4 議題：
 - (1) 令和4年度の取組状況について
 - (2) 中山間地域等直接支払交付金における中間評価について
- 5 内容
 - (1) 令和4年度の実施状況について
 - 委員からの主な質問・意見
 - 【多面的機能支払交付金】
 - ・ 令和4年度の取組の1つとして管内毎の推進計画を作成と記載されているが、推進計画の概要を教えてください。
 - 管内毎に地域の状況が異なっており、一律的な対策より地域の課題にあった対応をとる必要があることを背景に作成しているもの。地域毎の課題と対策を記載している。
 - ・ 推進員についてどのような方が担っているのか。
 - 京都府や市町村のOBで、行政と地元との間に入って事業の推進をサポートしていただいている。
 - ・ 人数だけでなく、地域の実情に合わせて推進員を配置し、推進を進めてほしい。また、活動組織の労力の省力化について、ラジコン草刈り機にだけにとらわれず、様々な方法を検討してほしい。
 - 【中山間地域等直接支払交付金】
 - ・ 取組の推移について、令和2年から令和4年にかけて協定数と協定面積が増加している理由は何か。
 - 市町村の働きかけにより対策の切り替わりの際に、一度は活動を取りやめた集落が再度取組を開始したり、これまで未取組であった集落が取り組んだことが要因。

- ・ 令和4年度に新たに加算の取組を行った協定は、これまで取組を行っていた協定が取り組み始めたのか。
→ これまで活動を取り組んでいた協定が今年度から加算に取り組み始めている。生産性向上加算と集落強化加算に取り組み始める協定が多い。
- ・ 協定が作成する集落戦略について、市町村担当者が内容を確認する等の方策は採っているのか。
→ 作成した集落戦略については提出時に市町村が確認している。

【環境保全型農業直接支払交付金】

- ・ 農業者が耕作する作物に付加価値を付け、更なる農業の発展に向けた方策を今後も進めてほしい。
- ・ 京都府農林水産ビジョンの目標値について、農用地の合計か、または生産活動取組別面積の合計であるか。
→ 農用地の合計で700haを京都府農林水産ビジョンの環境保全型農業直接支払の目標値として設定している。
- ・ 京都府において有機JASに取り組む面積を更に増加させるためにも、有機JASに取り組んでいる個人も交付金の対象となるよう国に提案を行ってほしい。
- ・ 新たな付加価値の創出に向けた具体的な考えがあるか。
→ 付加価値の創出のため、京都府みどりの食料システム基本方針において、エコファーマーの後継制度を設ける予定。

(2) 中山間地域等直接支払交付金における中間評価について

【中間年評価書 II 1.評価項目に対する都道府県の評価】

- ・ 「△や×」の評価を行った協定に対しても、市町村が支援を行い、集落戦略を作成できる見込みであると記載した方がよいと考える。

【中間年評価書 II 3.集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成】

- ・ 話し合いや農業生産活動においては、協定内の参加者だけでなく地域外の方や集落の若者も参加できる体制づくりに向けた支援を行っていただきたい。

【中間年評価書 II 4.市町村に要望する支援内容】

- ・ 関係者のみが制度を認知している状況ではなく、制度に携わっていない人も他集落の様々な活動事例や交付金制度を知ることができる機会を作っていくことが農業農村の継続に繋がると考える。

【中間年評価書 III 1.継続の意向等】

- ・ 調査の結果から広域化を進めていく伸びしろがあるため、広域化のメリットや具体例を紹介し、推進していくべき。
- ・ 広域化の推進については、多面的機能支払交付金だけでなく、中山間地域等直接支払交付金においても、推進員が地元間の調整等の支援を行っていただきたいと考える。

【中間年評価書 III 2.協定の役員】

- ・（事務委託に関連して）集落の課題解決に向けた制度や方法があることを住民が知るためには、外部人材や他地域の事例を紹介するプラットフォームが有効。また、集落機能の役割を一人に集中させず、誰かが活動できなくなっても集落を持続できる仕組みづくりが必要。

【中間年評価書 V-1 4 第5期対策における本制度の効果について】

- ・ 制度の取組と効果を各協定どうしで共有できる仕組みを作っていたきたい。
→ 各協定間で情報共有できる仕組みづくりが取組を拡大させることにつながる
と考える。今後の取組の参考にしていきたい。

【中間年評価書 V-1 5 集落協定が実施している各種の活動】

- ・ 集落の持続可能に向けて次のリーダーを育てるような体制づくりの支援も必要であると考える。

【中間年評価書 V-3 1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況】

- ・ 集落の広域化や統合を可能な限り促し、荒廃化や地域農業・集落機能の低下を防止すべきではないか。

【中間年評価書 V-3 2 集落の共同活動】

- ・ 広域化により集落内の連携体制の希薄化を防ぐべきではないか。また共同活動の一環として集落の歴史などを記録に残し、集落内の連携を強めるきっかけになると考える。

【中間年評価書 V-3 3 5年後（令和10年度）の集落の状況】

- ・ 縮小が進む集落が今後増加することが予想される。広域化・集落協定の統合で現状維持を図りながら、集落の歩みや取組について文字化し整理することも大切。活動する上での知恵を将来に伝承できることに加え、住民が地域に誇りを持ち、前向きな気持ちを醸成できると考える。

【中間年評価書 V-3 5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応】

- ・ 地域農業や集落機能の維持に向けた取り組みに加えて縮小のフェーズに合わせた最適な対応が必要である。

【中間年評価書 V-4 2 農用地の状況】

- ・ 未実施集落の取組実施を促し、荒廃化防止等につなげる必要があるのではないか。

【中間年評価書 V-5 1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果】

- ・ 市町村から見ても中山間地域にとって不可欠な制度であることがうかがえる。

【中間年評価書 V-5 3 今後の農地利用や集落機能等】

- ・ 市町村の推進に係る事情を把握し、市町村の事務負担軽減に向けた支援を行うことも検討すべき。
- ・ 京都府が現在実施している「むらの減築」も併せて情報提供を行ってはどうか。
- ・ 農村RMOは新たな取り組みであることから、他府県での最新の取組事例や課題といった情報を共有して進めてほしい。